

令和8年度

さいたま市介護者カフェ事業実施事業者募集要項

さいたま市では、高齢者を介護している方（以下「介護者」という）の負担軽減に対する支援の取り組みの一環として、介護者がほっとひと息つきたいときに立ち寄り、気軽に会話を楽しみ、何もせずにゆったり過ごしてもらえる場所として、多様な運営形式による介護者カフェを運営する実施事業者を募集しその事業に対し補助金を交付します。

1 事業目的

介護者が悩みや疑問を語り合い、介護者カフェに立ち寄ることを通して、リフレッシュできたと感じるとともに介護に関する情報を得られる地域の拠点として機能し、介護への不安が軽減される場所を提供することを目的とします。

2 定義

介護者カフェとは、介護者、介護者を支援する者等が集う場所であり、介護者が、何もせずにゆったりと過ごすこと、高齢者の介護に伴う悩みや疑問を他の利用者と語り合うこと、容易に介護に関する知識を得ること等を通して、介護者の心身の負担が軽減されることを目的とする地域の拠点をいいます。

3 事業期間

令和8年4月から令和9年3月末まで

4 対象事業

補助金の交付の対象となる事業は、他の補助金を受けていない事業で、次に掲げる要件の全てを満たすものとします。

(1) 介護者カフェに係る事業（以下「事業」という）の利用者は、次に掲げる者とする。

- ア 市内に住所を有する高齢者の介護を行う者
- イ 介護者であって、市内に住所を有する者
- ウ ア及びイに掲げる者を支援する者
- エ 市の高齢者介護支援に関心のある者

(2) 事業は、前号に掲げる者が集うことのできる場所を提供し、飲食サービ

- ス（アルコール類を除く。）を提供するものとする。
- (3) 飲食サービスの提供に当たっては、食品衛生法（昭和22年法律第233号）や、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）等の関連法令を遵守し、開設前に保健所・消防署等に相談すること。
 - (4) 事業の実施場所は、市内とし、原則として同一の場所で行うこと。
 - (5) 事業の実施場所の面積は、座席を10席以上備え、概ね10人程度の利用者が一度に利用しても支障がない程度の広さを有すること。
 - (6) 事業の実施日及び実施時間は、1週間に1日以上かつ1日に3時間以上開催すること。ただし、さいたま市介護者カフェ事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第10条に規定する交付決定のあった月及びやむを得ない事情により開催できない月を除く。
 - (7) 事業を行う場所には、高齢者の介護の経験があり、介護者に対し、必要な助言等を行うことができる相談スタッフ（介護専門職である必要はない）を1名以上、その他事業に必要な人員を配置すること。
 - (8) 利用料については、原則無料とすること。（実費相当額の飲食代を除く。）利用料を徴収する場合には、金額の設定に当たり、市と協議すること。
 - (9) 利用者に対し高齢者の介護に関する情報の提供を行い、及び利用者相互の交流の促進を図り、利用者の増加に向けて真摯に努めることとし、継続的な事業として今後も実施できる見込みがあること。

5 禁止事項

事業の実施に当たっては、次に掲げる行為を禁止とします。

- (1) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支持しようとする行為。
- (2) 特定の政党の利害に関する行為又は選挙に関し特定の候補者を支持しようとする行為。
- (3) 事業に関係のない物品の販売、広告、宣伝等の営業行為。

6 秘密保持

事業の実施に当たっては、事業を実施する上で知り得た利用者の個人情報等を事業の実施外及び終了後も含めて他に漏らしてはなりません。

7 補助金の交付対象者

補助金の交付の対象者は、次のいずれにも該当しない団体とします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業及び同条第5項に定める性風俗関連特殊営業並びにこれに類する業を営む団体。

- (2) 暴力団（さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）である団体及び暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）が役員（代表者、理事、監事又はこれらに準じる者をいう。）となっている団体。
- (3) 上記に掲げるもののほか、事業を行う者として不適格であると市長が認める団体。

8 補助金

(1) 交付額

補助金の交付額は、80,000円に事業を実施する月数を乗じて得た額とします。ただし、対象経費の合計支出額（事業に係る寄付金、利用者からの飲食代その他の事業に係る収入があるときは、それらの収入の合計額を控除した額。以下同じ。）が80,000円に事業を実施した月数を乗じて得た額未満の場合には、当該対象経費の合計支出額とし、交付額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。

なお、会計年度予算（以下「予算額」という）の範囲において補助金等を交付するため、予算額を上回る申請があり、選定審査委員会の審査会の審査後、補助決定が適当と判断した団体の合計金額が予算額を超える場合には、例えば、以下のような計算式を用いて交付額を計算します（審査については、本募集要項「11 選定」をご確認ください）。

【計算式例】

団体への交付額 = 審査委員会審査後の団体の金額 × 予算額 ÷ 補助決定が適当と判断した団体の合計金額

※交付額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。

【計算の例】

予算額：1,920,000円

補助決定が適当と判断した3団体（A、B、C）の合計金額：2,780,000円の場合

団体名	審査委員会審査後の額	交付額の計算式	交付額
A	960,000円	960,000円 × 1,920,000円 ÷ 2,780,000円	663,021円
B	900,000円	900,000円 × 1,920,000円 ÷ 2,780,000円	621,582円
C	920,000円	920,000円 × 1,920,000円 ÷ 2,780,000円	635,395円

(2) 対象経費

補助金の対象となる経費は、別表に定める経費とします。ただし、補助金の交付対象者の恒常的な運営（事業以外の運営）に係る経費については、対象経費と認められません。

備品については、「対象事業実施に必要であり、かつ、事業の重要な要素となっていると認められる」ものを対象とし、必要以上に機能が付いているものや華美なものなどは認めません。備品購入費を対象経費として申請する場合は、申請時に見積書等を添付してください。

なお、購入した備品の事業以外での利用、耐用年数が経過する前の他者への売却等は認められません。

備品の補助対象例 (補助対象か迷う場合は、事前に相談してください。)	テーブルや椅子等の什器、コーヒーマーカーや電子レンジ等の調理家電、パソコンやプリンター等のOA機器
---------------------------------------	---

(3) 留意事項

ア 対象経費の支払いにクレジットカードを使用し、ポイントが付与された場合、あるいは、対象経費の支払いを現金で行い、ポイントカードにポイントが付与された場合は、その支払いをした経費は、対象経費として認められません。ただし、対象経費に付与されたポイントを現金換算することができる場合は、その金額分を対象外経費として減額し、その残額は対象経費として認められます。残額を対象経費として申請する場合は、実績報告時に、領収書の写しと併せて、クレジットカードの利用明細書等及び利用金額を支払ったことが分かる書類（通帳の写し等）を提出してください。

イ 補助金の対象となる経費は、対象事業実施に伴う経費としているため、補助金交付申請にかかる対象期間外の利用（使用）分の経費は、対象となりません。また、実績報告書提出時までの経費（領収書等）が対象となります。

ウ 実績報告書の審査について、補助対象経費にかかる領収書の確認は厳正に行う必要があるため、提出される領収書の写しと領収書原本に相違がないかを確認しています。実績報告書類提出時に、領収書原本を持参してください。

エ 同一団体への補助は、1年度につき1回とし、通算して3年度を限度とします。

オ 令和9年度以降の補助金の交付額は、80,000円に事業を実施する月数を乗じて得た額としますが、対象経費の合計支出額（事業に係る寄附金、利用者からの飲食代その他の事業に係る収入があるときは、それらの

収入の合計額を控除した額。以下同じ。)の2分の1の額が80,000円に事業を実施した月数を乗じて得た額未満の場合には、当該対象経費の合計支出額の2分の1の額とし、前項の補助金の交付額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。

9 募集手続

(1) 募集要項配布期間

令和8年3月25日(水)から令和8年4月8日(水)まで

受付時間 : 午前8時30分から午後5時15分まで

(土・日曜日、祝日を除く)

(2) 募集要項配布場所

ア さいたま市福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課

(〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号)

イ さいたま市ホームページから応募に必要な申請書等をダウンロードできます。

URL: <https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/002/p113545.html>

10 応募方法

(1) 次の提出書類に必要事項を記入し、応募期間内にいきいき長寿推進課へメール、持参又は郵送(当日消印有効)にて提出してください。

(2) 応募期間

令和8年4月1日(水)から令和8年4月8日(水)まで

(3) 提出書類(各1部)

ア さいたま市介護者カフェ事業補助金交付申請書(様式第1号)

イ さいたま市介護者カフェ事業計画(報告)書(様式第2号)

ウ さいたま市介護者カフェ事業収支予算(決算)書(様式第3号)

エ 会則、規約又はそれに代わるもの

オ 構成員名簿

カ 令和8年度さいたま市介護者カフェ事業計画書

キ 上記のほか、市長が必要と認める書類

(4) 留意事項

ア 提出された書類は、補助金交付の可否によらず返却いたしません。

イ 次に該当する場合は失格とさせていただきます。

- ・募集要項に定める手続きを遵守しない場合
- ・申請書類に虚偽の記載がある場合

1 1 選定

申請者から提出された書類に基づき、事業概要や事業の効果等について、「さいたま市介護者カフェ事業選定審査委員会」(以下「審査委員会」という。)で審査を行い、交付対象者の選定を行います。

なお、予算範囲を下回った応募の場合は、審査委員会を省略する場合があります。

補助金交付の可否及び補助金交付決定額については、決定後直ちに申請者に通知します。

1 2 審査項目

申請者から提出された書類により、以下の項目で審査を行います。

審査項目		配点
(1) 事業概要	① 開催日時について	15点
	② 開催場所について	
	③ 収支計画表について (補助金に依存しない体制を想定しています)	
	④ スタッフの人数・経験について	
(2) 事業効果	① 事業実施に対する効果について ・介護者支援に対する考え方 ・活動内容 ・実施したことによる効果	30点
	② 広報の方法・配布数等について	
	③ 利用者を増やす工夫について	
(3) 事業継続性	① 事業の継続性の見込み	20点
	② 事業の自主化の見込み	

1 3 令和8年度事業スケジュール（予定）

4月1日（水）～4月8日（水）	応募受付期間
4月下旬	審査委員会の開催及び補助金交付可否の決定
	補助金交付可否決定通知書の発送
事業終了後	事業実績報告及び補助金交付額の審査
	補助金交付額確定通知書の発送
	補助金の支払い

1 4 アンケート調査への協力

事業の実施期間中、さいたま市が実施するアンケート調査へのご協力をお願いする場合があります。

1 5 問い合わせ（事務局）

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課地域支援係

電話番号 048-829-1257

FAX 048-829-1981

E-mail : ikiiki-choju-suishin@city.saitama.lg.jp

別表（第7条関係）

経費区分	内容等
賃金	補助金の対象となる事業の実施（以下「対象事業実施」という。）に必要な人件費（交付対象者の維持運営に要する恒常的な人件費は対象外とする。）
報償費	補助金の対象となる事業の相談スタッフ等に支払う謝礼等
旅費	対象事業実施に伴う交通費
消耗品費	対象事業実施に必要な消耗品費（食材費を含む。）
印刷製本費	補助金の対象となる事業のパンフレット、ポスター、チラシ等の印刷代金等
光熱水費	対象事業実施に伴う電気、ガス、水道等に要する経費
通信運搬費	対象事業実施に伴う郵便、電信電話及び運搬に要する経費
手数料	対象事業実施に伴い受けた人的サービスに対して支払う経費
保険料	対象事業実施に伴う保険料（ボランティア保険料を含む。）
使用料	対象事業実施に伴う会場使用料、機器借上料等
賃借料	対象事業実施に必要不可欠であると認められる施設等の借上げに要する経費
備品購入費	対象事業実施に必要であり、かつ、事業の重要な要素となっていると認められる備品に要する経費
その他	対象経費とすることが適当であると市長が認める経費